

船舶事故調査報告書

平成25年6月13日

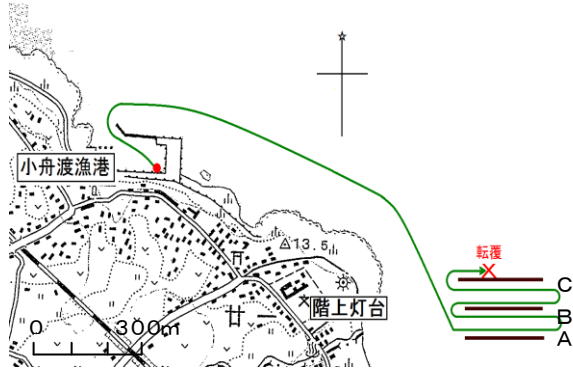
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年10月23日 06時15分ごろ
発生場所	青森県八戸市小舟渡漁港南東方沖 八戸市所在の階上灯台から真方位090°230m付近 (概位 北緯40°27.1′ 東経141°41.0′)
事故調査の経過	平成24年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七神佑丸、1.1トン AM3-20818（漁船登録番号）、個人所有 6.71m(Lr)×1.93m×0.80m、FRP ガソリン機関（船外機）2基、漁船法馬力数60、昭和63年5月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 平成23年4月18日 (平成29年3月13日まで有効) 甲板員 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年5月8日 免許証交付日 平成24年6月18日 (平成30年6月15日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、階上灯台東方230m付近に2反（1反の長さ約50m）1組とし、南北方向に3組設置されていたさけ刺し網（以下「刺し網」という。）のうち、‘南側に設置された刺し網’（以下「刺し網A」という。）の揚網を行い、サケを外した後、刺し網Aを設置場所に戻すために投網し、‘刺し網Aの次に北側に設置された刺し網’（以下「刺し網B」という。）に向かった。 本船は、刺し網Bを揚網した頃、沖からのうねりが大きくなってき

	<p>たので、船長及び甲板員が刺し網Bを設置場所よりも沖寄りに設置することとし、刺し網Bを積んで‘刺し網Bの次に北側に設置された刺し網’（以下「刺し網C」という。）に向かった。</p> <p>本船は、刺し網Cを約3分の1揚網していた頃、沖からの大きなうねりがきたので、揚網をやめ、船長が本船を沖に出そうとして船外機のスロットルを前進にかけたものの、刺し網Cがプロペラに絡まって船外機が止まり、船首が東を向き、発進できない状態のときに左舷側から‘上を向くほどの高い波’（以下「本件高波」という。）を受け、平成24年10月23日06時15分ごろ一瞬で転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は海に投げ出され、甲板員は、自力で泳いで岸にたどり着いたが、船長は、07時56分ごろ漂流していたところを消防署のダイバーにより発見された。</p> <p>船長は、ドクターヘリで八戸市内の病院に搬送されたが、09時00分ごろ死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>推定航行経路図</p> 
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5.0m/s（最大瞬間風速約8.0～9.0m/s）、視程 約10km</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、うねり 波高約2m</p> <p>階上町には、10月22日17時14分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時においても両注意報は発表中であった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>揚網作業においては、船長が船尾で船外機を操作し、甲板員が右舷船首部の揚網機を操作していた。</p> <p>設置した刺し網付近の水深は、約3～4mであり、沖に比べ、浅くなっていた。</p> <p>沖からの波は、水深が浅くなることによって波の波高、波速及び波長が変化する現象（浅水変形）により、水深が浅くなる所では波高が増大する。</p> <p>甲板員は、本事故前日の天気図から、発達した低気圧が日本海側から本事故発生場所付近に接近すると思っていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、小舟渡漁港南東方沖において、刺し網を揚網中、船長が、沖から接近するうねりを認め、揚網をやめて本船を沖に出そうとして発進しようとしたものの、刺し網がプロペラに絡まって船外機が止まり、発進できない状態のところ、本件高波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>沖からのうねりは、設置した刺し網付近の水深が約3～4mであり、沖に比べ、浅くなっていることから、刺し網付近に達した際、波高が高くなり、本件高波になったものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が転覆して落水し、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、小舟渡漁港南東方沖において、刺し網を揚網中、船長が、沖から接近するうねりを認め、揚網をやめて本船を沖に出そうとして発進しようとしたものの、刺し網がプロペラに絡まって船外機が止まり、発進できない状態のところ、本件高波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低気圧の接近により、天気の悪化が予測される場合は、無理をせずに出漁をやめること。 ・ 水深の浅い海域で漁を行う場合、沖からのうねりの波高が高くなることを考慮し、波に注意しながら作業を行うこと。